

島根県報

平成16年 7 月 6 日 (火)
第 1 587 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

町の区域の変更	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(健康福祉総務課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	3
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	4
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	4

公 告

平成16年度島根県水産業改良普及員資格試験の実施	(水 産 課)	6
都市計画の変更案の縦覧	(都 市 計 画 課)	6
開発行為に関する工事の完了	(")	7
合スーツ及び冬スーツの製造請負に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	7

教委訓令

職員の任命発令式の一部改正	(教育庁総務課)	8
---------------	------------	---

選管規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程		10
-------------------------------	--	----

人委告示

平成16年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び資格免許職採用試験の実施		10
-------------------------------------	--	----

正 誤

平成15年 9 月30日付け島根県報第1,509号中	(企 業 立 地 課)	13
----------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第690号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、益田市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 7 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市市原町に編入する区域

町	地 番
内田町	□344の 1、□344の 2

(ただし、上記地番は、平成16年 5 月11日現在のものである。)

島根県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年7月6日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		所在地	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称			
			変更前	変更後		
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7-11	居宅介護支援事業	島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜ	島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜの丘	浜田市田町1563	平成16年6月1日
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7-11	訪問看護	島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜ	島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜの丘	浜田市田町1563	平成16年6月1日

島根県告示第692号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年7月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

八束郡八雲村大字西岩坂2357、3178、4479、4482、4484

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

能義郡伯太町大字下十年畑126続1、711、712-1、713、713内1、713-2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齡以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第693号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 7 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字八幡原字川南大タズ929 - 6

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第694号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 7 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

八束郡美保関町大字美保関538 舛谷 茂

” ” 大字七類1832 - 1 作野 光之

” ” 大字笠浦458 船越 昭利

(2) 加入区

美保関町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美保関町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

美保関町漁業協同組合

島根県告示第695号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年7月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックショッピングセンター大田 島根県大田市長久町土江字八石646-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) ジュンテンドー 午前9時

(変更後) ジュンテンドー 午前7時30分

2 届出年月日 平成16年6月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市商工観光課(大田市大田町大田口1111番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第696号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年7月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

多伎町

2 事業の種類

岐久海岸海洋資源活用施設（タラソテラピー施設・タラソパーク）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県簸川郡多伎町大字多岐地内

(2) 使用の部分

島根県簸川郡多伎町大字多岐地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

岐久海岸海洋資源活用施設（タラソテラピー施設・タラソパーク）整備事業（以下「本件事業」という。）は、多伎町が、温海水プール・保養宿泊施設等からなる健康増進施設（タラソテラピー施設）と海浜空間を利用した気候浴運動場・薬草園等からなる健康公園（タラソパーク）を整備しようとするものであり、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である多伎町は、地方債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

① 本件事業は、良好な海浜空間を利用して多伎町民及び周辺圏域住民の心と体の健康づくりに寄与する施設を整備するものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

② 一方、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること、及び、起業地内の土地は現在利用されていない宅地と農地が大部分であることから、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

③ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、多伎町が、第4次総合計画に基づき、人々の健康増進のため海洋資源を活用した施設の整備を図るものである。

タラソ（海）テラピー（治療）は、海洋性気候・海岸地形・海水等を活用した健康づくり、自然療法であり、先進事例及び研究報告によれば、地域住民の肩こり・腰痛・膝痛などの予防・回復・改善に効果があると考えられる。

多伎町においては、高齢化が進んでおり、医療費・介護費の増大が予想される現状にあるが、本件事業を実施することにより、中長期的な医療費・介護費の削減効果が期待できる。

また、本件事業計画地は、周辺地域の中心都市からのアクセスがよく、優れた海岸線を有しており、周辺圏域の住民の健康増進にも寄与すると考えられる。

以上のことから、本件事業を実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
多伎町役場

公 告

島根県水産業改良普及員資格試験要綱（昭和34年島根県告示第411号。以下「要綱」という。）に規定する島根県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施するので、要綱第4条の規定により公告する。

平成16年7月6日

島根県知事 澄田信義

1 試験の実施期日及び場所

- (1) 実施期日 平成16年7月28日（水曜日）午後1時から
(2) 場 所 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 小会議室

2 試験方法

要綱第2条に定めるところによる。

3 受験資格

要綱第3条第一項各号のいずれかに該当する者

4 受験申込手続

- (1) 提出書類
受験願書、要綱第5条各号に掲げる書類及び写真
(2) 提出先
松江市殿町1番地 島根県農林水産部水産課
(3) 受付期間
平成16年7月7日（水曜日）から同年7月16日（金曜日）まで
なお、郵送による場合は、この期間の消印があるものに限り受け付ける。

5 受験料

3,600円（受験票に同封の納入通知書により、指定の納期限までに指定金融機関等から納入すること。）

6 その他

- (1) 受験願書等の交付
受験願書及び要綱第5条第1項第3号に掲げる書類の用紙は、島根県農林水産部水産課において交付する。
なお、郵送により請求する場合は、封筒の表に「水産業改良普及員資格試験願書等請求」と朱書し、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
(2) 合格者の発表
平成15年8月下旬の島根県報で合格者の氏名を公示するとともに、合格者にその旨を通知し、かつ、合格証書を交付する。
3 試験についての照会
照会は、島根県農林水産部水産課（電話 松江局22 - 6293）にすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 7 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
益田市中島町及び中吉田町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び益田市役所
- 4 縦覧期間
平成16年 7 月 6 日から平成16年 7 月20日まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 7 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
隠岐郡西郷町大字栄町873番地 1 外16筆
面積 9,891平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
隠岐郡西郷町大字港町字大津の二13番地 4
株式会社 金田建設 代表取締役 金田吉弘

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成16年 7 月 6 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

- 1 入札の内容
 - (1) 入札の件名
合スーツ及び冬スーツの製造請負
 - (2) 入札案件の仕様及び数量等
合スーツ（上下）92着
冬スーツ（上下）93着
 - (3) 納入期限
平成16年 9 月30日（木）
 - (4) 入札方法
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
 - (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。
- 2 入札参加資格
 - (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 島根県内に本店を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年 7 月 6 日から 7 月20日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年 7 月22日 (木) 14時00分から

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

(4) 開札の日時及び場所

即時 開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額 (入札金額に消費税等の額を加算した額) の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

教 育 委 員 会 訓 令

教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 7 月 6 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

別表第 1 中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同表の の15の次に次のように加える。

15の2 任期付採用

(1) 任期付採用する場合

ア 事務（技術）職員

㊦ 役付職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇職員に任命する
〇〇課長（〇〇〇長）に補する
（〇〇グループリーダー（〇〇〇〇〇〇長）に補する）
〇〇職〇級とする
〇号給を給する
任期は 年 月 日までとする

㊧ 一般職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇職員に任命する
〇〇に補する
〇〇職〇級とする
〇号給を給する
〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる
任期は 年 月 日までとする

（ 条件付採用期間 年 月 日から 年 月 日まで ）

イ 技術員

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇員に任命する
〇〇に補する
技能労務職〇級とする
〇号給を給する
〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる
任期は 年 月 日までとする

（ 条件付採用期間 年 月 日から 年 月 日まで ）

(2) 任期を更新する場合

島根県教育委員会事務局〇〇員

氏 名

任期を 年 月 日まで更新する

附 則

この訓令は公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年7月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和29年島根県選挙管理委員会規程第7号)の一部を次のように改正する。

第14条中「承認申請書を、選挙期日前10日までに」を「届出書を」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第4号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成16年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び資格免許職採用試験を次のとおり実施する。

平成16年7月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成16年8月9日(月)~同年9月3日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、9月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月27日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	2名	県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	土 木	1名	県の諸機関に勤務し、道路、河川、港湾及び都市計画等に関する専門的業務に従事
	学校事務 (出雲地区)	2名	松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
資格免許職	臨床検査技師	1名	県立病院又は健康福祉センター等に勤務し、専門的業務に従事
	視能訓練士	1名	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事
	助産師	2名	
	看護師	26名	
	司 書	1名	県立高校又は県立図書館等に勤務し、専門的業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類 又は試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度	昭和58年 4 月 2 日から昭和62年 4 月 1 日までに生まれた者
臨床検査技師	昭和51年 4 月 2 日から昭和59年 4 月 1 日までに生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成17年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
視能訓練士	昭和51年 4 月 2 日から昭和59年 4 月 1 日までに生まれた者で、視能訓練士の免許を有するもの又は平成17年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
助産師	昭和50年 4 月 2 日から昭和59年 4 月 1 日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの又は平成17年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
看護師	昭和51年 4 月 2 日から昭和60年 4 月 1 日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成17年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
司書	昭和52年 4 月 2 日から昭和60年 4 月 1 日までに生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成17年 3 月末までに当該資格を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「学校事務」、「臨床検査技師」、「視能訓練士」、「助産師」、「看護師」及び「司書」を除く。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第一次試験	平成16年 9 月 26 日（日） 受付時間	松江市 島根大学 （松江市西川津町）	10月 7 日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する
	8：30～9：00 試験時間	浜田市 島根県立大学 （浜田市野原町）	
	9：30～15：00	西郷町 島根県隠岐合同庁舎 （隠岐郡西郷町）	
第二次試験	10月下旬に松江市で実施する予定 （第一次試験合格通知の際に通知する。）		11月29日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験種目 及び配点	試験区分	内 容
第 一 次 試 験	高校卒業程度	教養試験 (300点、土 木は150点)	全試験区分	公務員として必要な知識についての択一式による高校卒業程 度の筆記試験
		専門試験 (150点)	土 木	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
	資格免許職	教養試験 (120点)	全試験区分	公務員として必要な知識についての択一式による短大卒業程 度の筆記試験
		専門試験 (180点)	全試験区分	専門的な知識及び能力についての択一式又は択一式及び記述 式による筆記試験
第 二 次 試 験	高校卒業程度 及び資格免許 職	人物試験 (500点)	全試験区分	人物並びに職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に 自己紹介書の提出)
		作文試験 (200点)		文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
		適性検査		職務遂行に必要な適性の検査
		身体検査		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断 書の提出)

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、臨 床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。)
視能訓練士	臨床心理学、視器の解剖・生理・病理学、視覚生理学、生理光学、眼疾病学、眼科薬理学、神経眼 科学、視能矯正学総論及び視能矯正学各論
助 産 師	基礎助産学、助産診断・技術学、母子保健、助産管理
看 護 師	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、公衆 衛生学
司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、 専門資料論、資料組織論、児童サービス論、図書及び図書館史、資料特論、コミュニケーション論、 情報機器論

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所
大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、120円切手をは
ったあて先明記の返信用封筒(角形 2 号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームペー
ジの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は
「資格免許職申込」と朱書し、書留にすること。

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

- (2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成16年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。

試験区分	学 歴	年 齢	初 任 給 月 額
高校卒業程度	高校卒	18歳	138,800円
臨床検査技師	短大3卒	21歳	165,500円
視能訓練士	短大3卒	21歳	165,500円
助産師	大学卒	22歳	196,600円
看護師	短大3卒	21歳	187,300円
司書	短大2卒	20歳	148,500円

正

誤

平成15年9月30日付け島根県報第1,509号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ
九
下
段
行
始めから七

誤

島根県告示第八百十七号

正

島根県企業立地促進助成金交付要綱（平成五年島根県告示第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

第五条第一号中「第二条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号イ中「二十人」を「十人」に改め、「（規則第三条第一号に該当しない場合は、十パーセント）」を削り、同号ロ中「二十人」を「十人」に改め、「（規則第三条第一号に該当しない場合は、十五パーセント）」を削り、同条第二号中「第二条第二号、第三号、第五号」を「第二条第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 規則第二条第五号に掲げる業種 増加固定資本額に十五パーセント（規則第三条第一号に該当しない場合は、五パーセント）を乗じて得た額

附 則

- 1 この告示は、平成十五年九月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成十五年九月三十日以後の島根県企業立地促進条例（平成四年島根県条例第二十三号）第四条第一項の規定による認定（以下「認定」という。）に係る助成金について適用し、同日前の認定に係る助成金については、なお従前の例による。